

奈良県土地利用基本計画を平成二十七年四月一日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県地域振興部地域政策課、奈良市役所、天理市役所、桜井市役所及び生駒市役所に備え置いて一般の閲覧に供します。

平成二十七年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

変更した土地利用基本計画の要旨

桜井市の一部の農業地域の拡大並びに奈良市、天理市及び生駒市の一部の森林地域の縮小